

平成 23 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社博報堂
代表者名 代表取締役社長 戸田 裕一

株式会社バックスグループ株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社博報堂（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 10 月 11 日開催の取締役会において、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により株式会社バックスグループ（JASDA Q:コード番号 4306、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を取得することを決議し、平成 23 年 10 月 18 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 23 年 12 月 13 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社博報堂
東京都港区赤坂五丁目 3 番地 1 号

（2）対象者の名称

株式会社バックスグループ

（3）買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ 平成 14 年 6 月 26 日開催の対象者定時株主総会及び平成 15 年 3 月 26 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）
- ロ 平成 16 年 6 月 15 日開催の対象者定時株主総会及び平成 16 年 6 月 30 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）
- ハ 平成 17 年 6 月 28 日開催の対象者定時株主総会及び平成 18 年 4 月 25 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）
- 二 平成 20 年 6 月 24 日開催の対象者定時株主総会及び平成 20 年 7 月 9 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）
- ホ 平成 21 年 6 月 24 日開催の対象者定時株主総会及び平成 21 年 7 月 9 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といいます。）
- ヘ 平成 23 年 6 月 22 日開催の対象者定時株主総会及び平成 23 年 6 月 30 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 8 回新株予約権」といいます。）
(第 1 回、第 2 回、第 3 回、第 5 回、第 6 回及び第 8 回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
136,167 株	88,232 株	一株

(注1) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成23年8月12日に提出した第23期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式総数(125,974株)に、対象者が平成23年6月22日に提出した第22期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権(同有価証券報告書に記載されていない第8回新株予約権を除きます)。なお、権利行使期間が満了し消滅している第4回新株予約権については本新株予約権には含まれません。また、平成23年5月31日から平成23年6月30日までに消滅した第3回新株予約権1個を除きます。)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(6,373株)及び上記四半期報告書に記載された平成23年7月21日に発行された同日現在の第8回新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(3,820株)を加えた数(136,167株)になります。なお、対象者によれば、平成23年5月31日から同年6月30日までに、本新株予約権のうち第3回新株予約権は1個消滅しており、第1回、第2回、第5回及び第6回新株予約権の数に変動はなく、同年6月30日現在の本新株予約権(権利行使期間が到来していない第8回新株予約権を除きます。)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数は6,373株とのことです。

(注2) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(88,232株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(88,232株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注3) 買付予定数の下限は、対象者が平成23年8月12日に提出した第23期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式総数125,974株に、対象者が平成23年6月22日に提出した第22期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権(権利行使期間が到来していない第8回新株予約権を除きます)。なお、権利行使期間が満了し消滅している第4回新株予約権については本新株予約権には含まれません。また、平成23年5月31日から平成23年6月30日までに消滅した第3回新株予約権1個を除きます。)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(6,373株)を加えた数(132,347株)の3分の2超となる株式数(88,232株)です。なお、対象者によれば、平成23年5月31日から同年6月30日までに、本新株予約権のうち第3回新株予約権は1個消滅しており、第1回、第2回、第5回及び第6回新株予約権の数に変動はなく、同年6月30日現在の本新株予約権(権利行使期間が到来していない第8回新株予約権を除きます。)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数は6,373株とのことです。

(注4) 本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)末日までに第8回新株予約権を除く本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により交付される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成23年10月18日(火曜日)から平成23年12月13日(火曜日)まで(39営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式	1株につき金 25,000 円
② 新株予約権	
イ 第1回新株予約権	1個につき金 634,976 円
ロ 第2回新株予約権	1個につき金 1 円
ハ 第3回新株予約権	1個につき金 1 円
ニ 第5回新株予約権	1個につき金 1 円
ホ 第6回新株予約権	1個につき金 9,194 円
ヘ 第8回新株予約権	1個につき金 8,000 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（88,232 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（127,299 株）が買付予定数の下限（88,232 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 23 年 12 月 14 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	118,865 株	118,865 株
新株予約権証券	8,434 株	8,434 株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券（）	一株	一株
株券等預託証券（）	一株	一株
合計	127,299 株	127,299 株
（潜在株券等の数の合計）	（8,434 株）	（8,434 株）

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 一%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 一%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	127,299 個	（買付け等後における株券等所有割合 93.55%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等後における株券等所有割合 一%）
対象者の総株主等の議決権の数	125,974 個	

（注1）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成23年11月11日に提出した第23期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本新株予約権についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数に係る議決権の数（125,974個）に、対象者が平成23年6月22日に提出した第22期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権（同有価証券報告書に記載されていない第8回新株予約権を除きます。なお、権利行使期間が満了し消滅している第4回新株予約権については本新株予約権には含まれません。また、平成23年5月31日から平成23年9月30日までに消滅した第3回新株予約権2個、第5回

新株予約権50個、第6回新株予約権20個を除きます。)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数に係る議決権の数(6,302個)及び対象者が平成23年8月12日に提出した第23期第1四半期報告書に記載された平成23年7月21日に発行された同日現在の第8回新株予約権(平成23年7月21日から平成23年9月30日までに消滅した20個を除きます。)の目的となる対象者の普通株式の数に係る議決権の数(3,800個)を加えて、分母を136,076個として計算しております。なお、対象者によれば、平成23年5月31日から同年9月30日までに、本新株予約権のうち第3回新株予約権は2個、第5回新株予約権は50個、第6回新株予約権は20個消滅しており、第1回及び第2回新株予約権の数に変動はなく、同年9月30日現在の本新株予約権(権利行使期間が到来していない第8回新株予約権を除きます。)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数は6,302株とのことです。

(注2)「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年12月20日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、当社が平成23年10月11日付で公表した「株式会社バックスグループ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社博報堂 東京都港区赤坂五丁目3番地1号

株式会社大阪証券取引所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

以上

本リリースに関するお問合せ先

博報堂 広報室 寺島・藤井 TEL 03-6441-6161